



テミス通信

第 23 号 / 2016年9月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755

FAX 06-6365-1109



いが栗と秋空

ようやく、凌ぎやすい季節となりました。

皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

この夏、小さいセミナーを始めました。セミナーは、私たちの専門の分野が活かせる業務に至る前の基礎的な法律知識をお伝えする場として取り組んでまいります。

開催を通じて、より多くの方と語り合い、お役に立つ機会となれば幸いです。

そして、私は、セミナーが、イベントに終わるのではなく事務所の日常となる日をひそかに夢見ています。

テミス通信第23号をお届けします。お楽しみください。

(佐井恵子)

医療法改正と定款変更

改正医療法が、平成28年9月1日より施行されました。9年ぶりの改正です。

定款に「理事会」の規定があった法人も、法律上の組織に格上げとなります。

これに伴い、議事録の記名押印を理事長と監事に限定したり、書面決議を採用する等、

使いやすい定款に変更することが出来るようになりました。(定款変更には、知事の認可が必要です。)

次の定時社員総会で、改正医療法に沿った定款変更を検討なさいませんか。

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



もっと身近に 自筆証書遺言プラスα

遺言の作成相談が増えてきています。「相続税対策」や、争いごとが起きないように、あるいは、良く世話をしてくれた子に遺したい等の「相続対策」として、遺言に関する情報は溢れていて、遺言を書くご本人からの相談が多くなってきているというのが実感です。

相談いただくと、どうしても「いろいろな場合を想定して、漏れることのないように」と考えて、遺言の原稿を用意し、公証役場で作成することになります。これが「公正証書遺言」です。全文を自分で手書きする「自筆証書遺言」をお勧めすることはあまりありません。その理由は、公正証書で作成する方が、安心・安全、そして後の手続きが簡単という意味で、「最良」であると思うからです。

ところが、家族全員で海外旅行に行くので、無事に戻ってくるまでのために遺言を書いておきたいとか、手術を受ける間だけ、万が一に備えてといったご要望があります。あるいは、子ども達の行く末もまだ決まっていないので、これが遺言の最終稿とはいえないけれど、気になる事もあるので書いておこうかなという方や、海外出張が多いのでという方もいらっしゃいます。便利さやスピードといった違いはありますが、遺言の効果は同じです。この様な場合に、公正証書遺言を選択するのは、安心・安全という意味で「最良」かもしれませんが、果たして「最適」なんだろうか。疑問を持つようになりました。

とかく自筆証書遺言には、無効になるものが多いといえます。方式が厳しく法定されていることや、遺言ができる事柄が決まっていることも理由でしょう。ここさえ上手くサポートできれば、折角の遺言を無駄にせず、費用を抑えて、気軽に書き直しや、破棄ができるという自筆証書遺言のメリットを活かします。遺言の相談にプラスαして、遺言の信憑性が高まることを期待して作成状況の記録をのこし、確定日付を取っておくといったことも始めました。

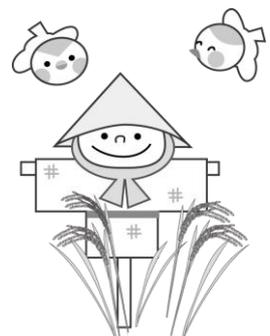
法律の予定している遺言のかたちに、ニーズや状況に応じて、実務家として、足りないものを足す努力をすることで、「最適」な遺言による相続の備えのお手伝いができるのではないかと考えています。

平成25年最高裁判所判決で、婚外子の相続分差別は憲法違反であるとされたことがきっかけとなって、国は、相続法の改正について検討を続けています。平成27年2月にスタートした法制審議会相続関係部会の各種提案の中で、遺言制度に関する見直しがなされています。

自筆証書遺言に関するものを2点ご紹介しますと、(1) 自筆証書遺言の方式の緩和です。例えば、不動産や預貯金、有価証券などの表示については、パソコンでの目録の作成が認められる。難しい訂正の仕方の緩和を図るといったもの。(2) 自筆証書遺言の保管制度の創設。自筆証書遺言は紛失したり、無いものとされてしまったりするというリスクがあります。そこで、一定の公的機関を創り、遺言者は遺言書の保管を委ねると、相続開始後、正本の交付を受けることができ、なおかつ、保管された遺言については家庭裁判所の検認手続きを要しないというもの。(いつでも破って撤回できるというメリットは無くなり、公正証書遺言に近づいています。) まだ提案の段階ですが、実際にどういう法律になるのか目が離せません。

いずれにしても、相続が起こると、その手続きに費やす労力は多大なものです。国としても、遺言をもっと利用して欲しいと考えているでしょう。

私たちも、法律を暮らしに活かすという発想が、ひとりひとりに根付いた社会となるよう、出来ることから始めてまいります。



(佐井恵子)

株主リストの提出開始！ その影響は？

平成28年10月1日より商業登記規則が改正され、株式会社の登記手続を行う際には株主リストの提出が求められることとなります。(テミス通信20号でも概要をご紹介しました。バックナンバーは 当法人ホームページからご覧いただけます。是非併せてご確認ください。)

本改正の狙いは、国内・国外において会社を悪用した犯罪や資金洗浄等が行われている近時、会社の所有者を明らかにすることで、商業登記の真実性の確保と国際的な要請に応えることです。又、事後的に利害関係人が株主総会決議の効力を争う場合に、株主リストを閲覧することで、決議の有効性が検証可能となり、架空の株主総会を抑止する効果を期待しています。

株主リストには、何を記載すべきか

【株主名簿との比較で見る記載事項】

| 株主リスト（商業登記規則61条第3項） | 株主名簿（会社法121条） |
|--|--|
| ①株主の氏名又は名称及び住所 ②保有する株式の数 ③議決権の数 ④議決権の割合 | ①株主の氏名又は名称及び住所 ②保有する株式の数 ③株式の取得日 ④株券番号（株式発行会社の場合） |

株主リストに掲載すべき株主は、総株主である必要はなく、**総議決権総数の3分の2に達するまでの人数の株主**（もし、それが11名以上あれば上位10名の株主）を記載します。欠席した者も含まれる一方、自己株式は除外されます。

株主の住所については、現在会社が株主名簿で把握している住所をリストに記載すれば足りるので、改めて会社側から株主に現在住所の照会をする必要はありません。又、株主名が登記簿に記載されるということではないので、ご安心ください。

株主リストはいつから必要になるのか

施行日が平成28年10月1日ですので、この日付が基準となります。実際には、10月1日は土曜日ですので、10月3日の月曜日以降、登記申請するものにつき、株主リストが必要となります。

ここで、平成28年10月1日以前に開催した株主総会決議であっても、**登記申請が10月1日以降となる場合は株主リストが必要**となりますので、ご注意ください。

どの時点の株主をリストにするのか

定時株主総会で決議をした登記事項の場合は、事業年度の末日時点の株主をリストにし、臨時株主総会で決議をした登記事項の場合は、総会日時点の株主をリストにします。

尚、臨時株主総会の基準日を別途定めた場合は、その基準日時点の株主に従います。

会社にとっては、なかなか負担の大きな改正となります。

今後、株主名簿の管理の重要性が増しますので、次回の登記のタイミング（株主総会）までに、株主名簿を整備をしましょう。総会の開催についても、招集手続きから総会運営までサポートしています。

どうぞお気軽にご相談ください。

(山添健志)



「法定相続情報証明制度（仮称）」で相続手続きを簡素化？！

平成28年7月、相続手続きを簡略化できる制度が検討されているとのニュースが飛び込んできました。相続手続きをしようとする場合、亡くなった方が不動産、預貯金、有価証券など各種の資産をお持ちの場合が多くあります。司法書士は、不動産の相続登記手続きはもちろん、銀行等の相続財産を相続人へ承継する業務（遺産整理業務と言います。）についてもご依頼をいただくことがあります。

しかし、この手続きが煩雑で、不動産相続手続きは法務局、銀行は各口座をお持ちの支店窓口、有価証券は証券会社と、順番に手続きを行っていきます。

預金の解約手続きでは窓口ごとに、被相続人の出生から死亡までの戸籍類一式と相続人全員の戸籍を提出し、相続手続きを行っている人が法定相続人であるか確認を受けます。この確認に専門性が必要であるため、金融機関は支店窓口から集中センター（相続手続きセンター）に戸籍を送って、不備がないかチェックをし、ようやく「大丈夫です」となるのですが、このチェックに随分と日数がかかります。戸籍が1組しかない場合は、返却を待って次の金融機関に提出するので、更に時間を要します。

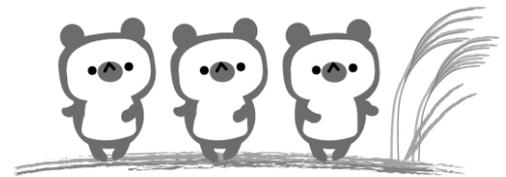
そこで、画期的な新制度が平成29年春頃から施行することが検討されています。相続が発生した場合に、相続人を確定できるだけの戸籍類一式と、作成した相続関係図（家系図のようなもの）を法務局に提出すれば、法務局が調査確認をして、誰が法定相続人なのかを証明する公的な証明書を発行してくれるというものです。

ポイントは、各種金融機関でも利用できる見込だということです。法務局発行の公的な証明書を1枚提出すれば、戸籍を預けることなしに相続手続きが可能になります。何枚か証明書を取得すれば、同時進行で進めることもできます。

発行手数料は無料という話も聞きますし、施行されれば、法務局の窓口は非常に混み合いそうですね。

相続人の確定や相続関係図の作成は、司法書士の一丁目一番地のお仕事です。よりスムーズに相続手続きが進み、相続人の方々の負担が軽減されるよう、私たちの力も役立てていただければ嬉しいです。パブリックコメント（意見公募）も実施されるので、より良い制度になるように活発な意見交換がされるよう、私どもも働きかけてまいります。

（山添健志）



ご近所探訪 ～宇治電ビル 女神のレリーフ編～

事務所と国道一号線を挟んで南側に建つ（旧）宇治電ビルディングは、大正時代に建設されたレトロな雰囲気のあるビルでした。その地に、新しい宇治電ビルが建設されて、2年が経ちます。

とある休日に、宇治電ビルの西側道路を歩いていると、ふと目に入ったのが写真のレリーフ。思わず近づいてみました。銅板の説明書によれば、「旧宇治電ビルディング北面の東西両翼には、電気をイメージさせる電球とモーターを持つ女神のテラコッタレリーフが飾られていました。（中略）周囲のタイルも旧ビル壁面に貼られていたものです。」とあります。高い位置にあったため、はっきりと見えなかった女神像を間近に見ることが出来るようになりました。

それにしても、どうして今まで気づかなかったのでしょうか？

お近くを通られた時は、是非、ビルの南側玄関を覗いてみて下さい。



（佐井恵子）

自筆証書遺言 セミナー報告

9月1日、テミス通信第22号でもご案内しました、「誰でもできる！自筆証書遺言の書き方講座」を講師・山添で開催しました。ご参加いただいた皆様、本当にありがとうございます！

誰もが避けては通れない、相続という身近な問題ということもあり、ご参加いただいた皆様には、自分のこととして考えていただけたのではないかと思います。

とりわけ遺言の中でも「自筆証書遺言」という、文字通り自分で書くことができる遺言書に絞って、書き方をイチからお話させていただきました。

「誰でもできる！」と銘打ちましたので、遺言書の用紙、封筒等の「遺言書キット」をお持ち帰りいただき、まさに自宅に帰ってすぐに作成していただけるというコンセプトで行いました。遺言をもっと身近に感じて頂けましたら幸いです。

ご参加いただいた方の声をご紹介します。

- ・「遺言書を残せば良い」というアイデアはあっても、書き方については知らないもので、どうしたものかと思っていた。参加してよく分かった。
- ・なにが起こるか分からないので、自分のもっている財産をはっきりさせて整理しておく必要があると思いました。
- ・茶話会での質疑応答が良かったです。
- ・（遺言について）半端なことしか分からず（この講座に参加したが）、きちんと話を聞かせて頂いて、参加して良かったです。

アンケートで頂きましたご意見を参考に、ブラッシュアップしていきたいと思います。

次回セミナーもご期待ください。

(山添健志)

スタッフ紹介・拡大版 ～オリンピックで参加したい競技～

リオ・パラリンピックも終了し、いよいよ4年後の東京五輪へのカウントダウンが始まりました！



ヨット セーリング 49er 級(2人乗り)

こんなに面白くてスリリングな競技があるのかと驚きました。艇外に乗り出しバランスを取りながら操船したり、時に海に落ちたり、てきぱきとポジションを

変えるところが、楽しそうです。(司法書士 佐井恵子)



フェンシング

オリンピックで日本人選手も活躍するようになり、一気に身近に感じました。あんな先端の細い剣で突かれたら怖そうですが、実はあまり痛みがなく幅広い年齢層が楽しめる競技らしいので挑戦してみたいです。(事務局 中村佐和子)



オープンウォータースイミング

釣りのような給水シーンを見て衝撃を受けました。あれ絶対楽しい！

(事務局 佐井陽子)



剣道

学生時代は剣道一筋でした。オリンピック競技ではないのですが(^_^;) 中学時代の剣道の恩師によると、剣道は勝ち負け

ではないからオリンピックには参加しないそうです。

(司法書士 山添健志)



バドミントン・ダブルス

リオオリンピックのバドミントン女子ダブルス決勝に大興奮！夜中に一人リビングで、声援を送ってました。感動のラストは、

勝ち負けを意識することなく無の境地でプレイに集中していたそう。私もそんな試合をペアで体験してみたいです。(事務局 門垣佳代子)

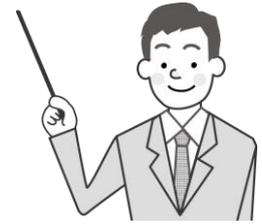
セミナー開催のお知らせ

11月に、『誰でもわかる！商業登記記録の見方・読み方講座』を開催します！
登記の知識がない方でも「会社の登記簿なんて簡単！」とっていただける
内容となっております。

もし、興味をお持ちいただけましたら、お気軽にご参加ください。

ご連絡お待ちしております！

(山添健志)



テミス通信第16号で社会貢献活動として、

古切手やペットボトルのキャップを収集していることをお伝えしたところ、
沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。

木ノ宮法律事務所様、近藤輝生法律事務所様、株式会社朋友プラス様、

Beyond 社会保険労務士事務所様、飯田多津子様、岸本正明様、

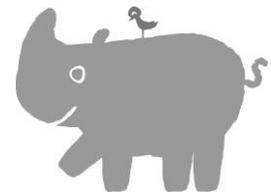
事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。

ありがとうございました！ 確かにお待ちしております！



テミス通信、最後までご覧いただきありがとうございます。

- ・10月5日（14時～15時30分）クレオ大阪南において、暮らし安心塾「ご近所さんだからこそ困るトラブルあれこれ～騒音・ごみ・敷地境界・迷惑駐車～」と題して、トラブルの実例とその対策についてセミナーを担当します。その後、産業カウンセラー・アンガーマネジメントシニアファシリテーターによる、問題解決へのコミュニケーションスキルを身につけるためのセミナーが続きます。よろしければご参加下さい。
- ・オリンピックそしてパラリンピックが終わりました。深夜から早朝にかけて、テレビで応援していた方も大勢いらっしゃったのではないのでしょうか。そんなことで、今号のスタッフ紹介のお題は「オリンピックで参加したい競技は？」と、しました。自分の運動能力そっちのけの回答であることをお断りしておきます。
- ・シルバーウィークは、いかが過ごされましたか？私は、公証人の先生と、病院まで公正証書遺言の作成に行っておりました。公証役場はお役所ですので、考えるまでもなく、土日祝日はお休みと
思っていました、出張しますよ！と、言っていたので、
お言葉に甘えることにしました。遺言は、何を置いても最優先する
お仕事です。
- ・今回ご案内の商業登記記録の見方・読み方講座は、会社の総務や士業事務所の新人研修にもお使いいただけます。不動産登記簿や戸籍の見方・読み方講座も企画して
まいりますので、ご活用下さい。



(佐井恵子)

※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>